

Change and Make “安曇川”

一生懸命 ～学ぶ・動く・つながる～

交通安全を意識した生活を② ～歩道の走行について～

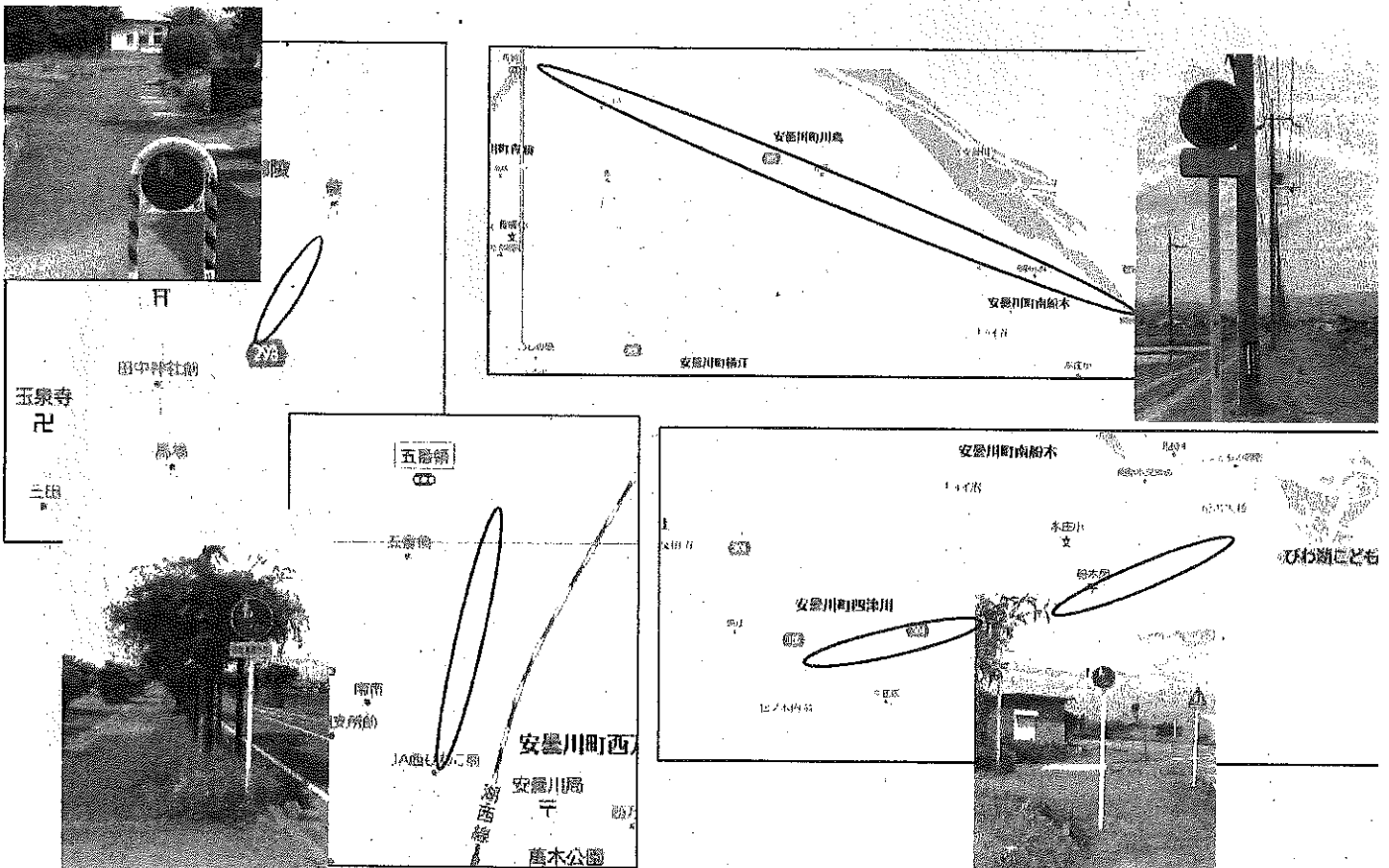
6月号でお知らせした自転車の走行の様子ですが、登校時は大きな問題はなく交通マナーに沿った走行ができています。ただ、歩道の走行については、道路交通法に則っていない部分も見受けられます。下校時に集団で歩道を走行し、歩行されている方に身の危険を感じさせたということもありました。その件については、後日学校で指導を行いました。改めて歩道の走行について確認をし、地域の方々にも見守っていただければと思います。

☆道路交通法の規定では、自転車は、車道通行が原則ですが、

- 道路標識等により自転車が当該歩道を通行することができることとされているとき
- 自転車の運転者が、高齢者や児童・幼児等であるとき
- 車道又は交通の状況に照らして当該自転車の通行の安全を確保するため当該自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

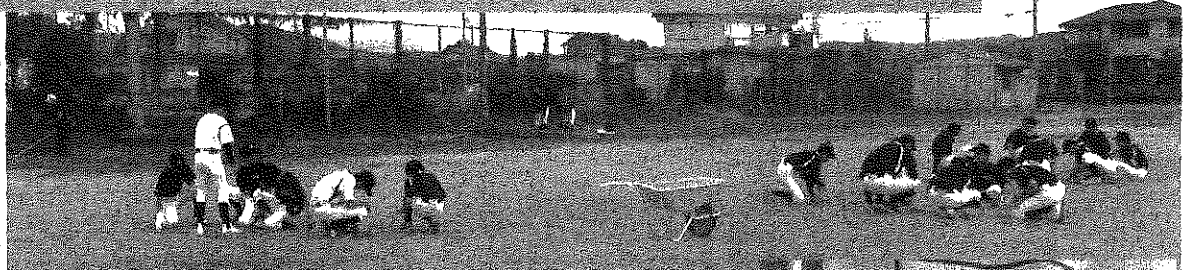
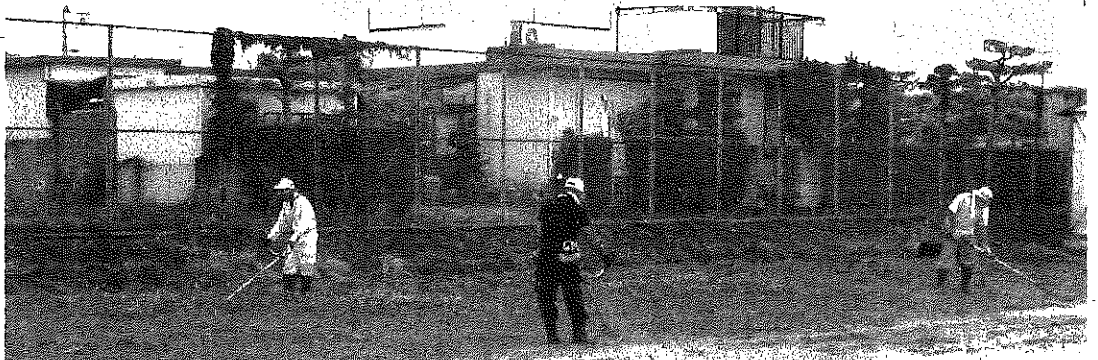
には、歩道を通行することができます。ただし、自転車は歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならず（普通自転車通行指定部分があるときは、当該部分を徐行しなければいけません。）、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければいけません。（【根拠規定】第63条の4）

ちなみに、安曇川町内でこの標識がある歩道は4つの歩道でした。（意外と少なかったです。）



☆6月26日(土)安曇川中学校サポートボランティアチーム(ASV20)の活動として、中学校グラウンドやテニスコートの草刈り、草引きを行いました。

チームのメンバー6名と教職員6名、さらに陸上競技部・野球部・バスケットボール部の生徒がグラウンド内を、ソフトテニス部がテニスコート周辺を、1時間程度の活動でしたが、かなりきれいになりました。9月にはPTAの行事として環境整備作業を行う予定です。(その様子を一部ですが写真で紹介します。)



☆7月5日(月)、安曇川中学校の保護者で学校運営協議会委員でもある入江克之さんが、『東京オリンピック 聖火リレー』のランナーとして走られた際に持っておられたトーチを、中学生に見てもらおうということで中学校にもってきていただきました。1週間校長室で飾り、全校集会でも披露しました。

多くの人がつないだこの聖火。中学生が次世代を担う選手となるきっかけとなってくれば最高ですね。

